

山口市産業集積地域指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業用地取得補助金の交付に関し、山口市企業立地促進条例施行規則（平成25年山口市規則第34号）第6条第1項第3号に規定する地域のうち、産業を集積する地域の指定について必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第2条 産業を集積する地域として指定することができる地域は、市内において未利用となっている企業の立地に適した私有地であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 山口市企業立地促進条例施行規則第7条に定める事業内容を営む事業所による土地利用を目的としていること。
- (2) 周辺の土地利用と調和が取れており、近隣の市民生活や事業活動に対し騒音や交通渋滞等の影響を与えることが見込まれない土地であること。
- (3) 周辺において同様の土地利用がなされている、もしくは可能な土地であって、敷地面積がおおむね40,000平方メートル以上の一団の土地であること。ただし、当該土地が既に企業が集積している地域の隣接地で当該土地と併せておおむね40,000平方メートル以上となる場合にあっては、敷地面積はおおむね10,000平方メートル以上の一団の土地であることとする。
- (4) 十分な幅員の公道に接続し、又は接続することができるものであること。
- (5) 土砂災害特別警戒区域や一定以上の浸水想定区域など、自然災害の発生により甚大な被害が想定される区域でないこと。
- (6) 抵当権その他所有権以外の権利が設定されていないこと、又は設定されている場合でも、売買の時までに抹消されることが確実であること。
- (7) 宅地建物取引業者に当該土地の売却の媒介又は代理を依頼している場合にあっては、この要綱による指定、交渉、契約等を行うことが当該業者との契約に違反するものでないこと。
- (8) 土地の境界が明確であり、所有権の権利の帰属について争いが無いこと。
- (9) 所有者と登記名義人が同一であること。
- (10) 所有権その他の権利を有する者全員の同意を得ていること。

(指定の申請)

第3条 自己の所有する土地について指定を希望する者（以下「申請者」という。）は、企業誘致用地等指定申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請をする場合において、申請に係る土地が共有名義のとき、又は隣接する土地と一体で申込みを行うときは、申請者以外の共有名義人又は隣接地所

有者の同意書（様式第2号）を添えなければならない。

- 3 第1項の規定による申請をする場合において、申請者が当該土地に関して既に宅地建物取引業者等に仲介等を依頼しているときは、当該宅地建物取引業者等を代理人とする同意書（様式第3号）を添えなければならない。

（指定）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、企業誘致用地等指定登録簿（様式第4号。以下「指定登録簿」という。）に登録するとともに、企業誘致用地等指定決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとし、不適当と認めるときは、企業誘致用地等指定申請却下通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の指定を受けた申請者は、指定された全ての区域において、目的に応じた土地利用に努めること。

（情報の提供）

第5条 市長は、指定登録簿に登録した土地（以下「登録用地等」という。）に係る情報を、閲覧又はホームページその他適当と認める方法により、広く第三者に提供するものとする。

（指定登録簿の登録期間）

第6条 指定登録簿への登録期間は、登録を決定した日から2年間とする。ただし、継続を妨げないものとする。

（指定の継続の申請）

第7条 登録用地等の所有者（以下「登録者」という。）は、前条の登録期間の満了後も指定を継続しようとする場合は、登録期間の満了日の10日前までに企業誘致用地等指定継続届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（指定内容の変更等）

第8条 登録者は、指定内容に変更が生じたときは、速やかに企業誘致用地等指定内容変更届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに指定登録簿の記載事項を変更するものとする。

（指定の抹消）

第9条 市長は、登録用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録用地等の指定を抹消することができる。

- (1) 登録者から企業誘致用地等指定抹消届（様式第9号）の提出があったとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録用地等の売買が成立したとき。
- (4) 登録用地等の指定から2年を経過し、企業誘致用地等指定継続届の提出がないとき。

(5) その他市長が適当でないと認める理由があるとき。

(交渉及び契約)

第10条 登録用地等の買入れを希望する者は、自らの責任において登録用地等の所有者又は代理人と直接交渉するものとする。

2 市長は、前項の交渉及び当該交渉に係る契約について関与せず、一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。